



# 判 断 基 準 と 解 説

インターネット・ホットラインセンター  
ホットライン運用ガイドライン検討協議会

## 追加類型 1 拳銃等の譲渡等

### 判断基準

#### ◆ 拳銃等の譲渡等

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、拳銃等の譲渡等を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、高危険性等有害情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、型式、性能、対価、支払方法、引渡方法等の情報を考慮するものとする。

- (ア) 「拳銃」、「チャカ」等の拳銃等を意味する表現が記載され、又は外見上拳銃等であることが窺われる物の画像等が掲載されていること
- (イ) 「売ります」、「買います」等の譲渡等の誘引等を意味する表現が記載されていること

### 【解説】

- 拳銃等とは、銃砲刀剣類所持等取締法において、拳銃、小銃、機関銃、砲をいい、拳銃の所持、譲渡し、譲受け、使用等を規制している。
- プラスチック等の材質を有するエアースoftガン等でも、金属製の部品と交換することなどにより金属性弾丸の発射を可能とし殺傷能力を有するものもあるため、拳銃に該当するものと判断する場合がある。
- 譲渡等とは、「譲渡し(貸付け)」のほか「譲受け(借受け)」をいい、その対象には、拳銃等のみならず拳銃部品や拳銃実包も含む。
- 都道府県教育委員会で登録した美術品若しくは骨董品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲は除外する。
- 拳銃等の画像又は文字情報のどちらからでも該当性判断は可能であり、また、売り手、買い手共に対象となる。

## 追加類型 2 爆発物・銃砲等の製造

### 判断基準

#### ◆ 爆発物・銃砲等の製造

爆発物・銃砲等の製造方法が正確かつ詳細に記載されている場合、又はウェブサイト上の他の記載から爆発物・銃砲等の製造が可能な設計図情報が掲載されていることが強く疑われる場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等（性能、使用目的等）から、爆発物又は銃砲等の不正な製造を直接的かつ明示的に助長等していると認められるときは、高危険性等有害情報と判断することができる。

#### 【解説】

- 銃砲等とは、銃砲刀剣類所持等取締法において、拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃をいう。
- 銃砲等の「等」には、今年3月に所持禁止が施行された「クロスボウ」を想定している。
- 爆発物・銃砲等の製造が可能な詳細な情報が掲載されていることが強く疑われる場合とは、例えば、「製造可能な爆発物又は拳銃のデータを公開しています」「実銃として設計しました。実弾が撃てます」「設計図データに基づき容易に爆発物又は銃砲の製造が可能」「爆発物又は銃砲としての使用目的、威力を示す動画をアップ」「掲載者が爆発物又は銃砲の拡散を意図する主張を展開」などの記載が考えられる。
- 不正な製造とは、人の生命・身体・財産を害する等の目的により製造すること又は許可を受けずに製造すると解釈される。当該判断の際は、製造や人への身体財産への加害を誘う文言、使用例、サイト名、写真等の情報を考慮するものとする。

## 追加類型3 殺人等

### 判断基準

#### ◆ 殺人等

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、殺人、強盗、強制性交等、放火、誘拐、傷害、逮捕・監禁、脅迫(以下「殺人等」という。)を直接的かつ明示的に請負等するものとして、高危険性等有害情報と判断することができる。

ただし、他人に依頼する方法によって、殺人等を請負等する場合は、名前、住所電話番号等により対象が特定されていることを要する。

(ア) 「人を殺す」、「強奪する」、「レイプする」、「火をつける」、「拉致する」、「怪我させる」等の殺人、強盗、強制性交等、放火、誘拐、傷害等を意味する表現が記載されていること

(イ) 「引き受ける」、「依頼する」、「一緒にしませんか」等の請負等を意味する表現が記載されていること

### 【解説】

- 例示列挙ではなく限定列挙である。
- 有償・無償は問わない。
- 内容に具体性がなくても判断可能。
- 請負の例:「依頼をお待ちしています。殺人 OK。」
- 勧誘の例:「一緒に殺しましょう。その前にレイプしたい。集まろう。」
- 他人に依頼する場合は、書かれた内容を見た者が、対象者に対して違法行為を行うことが可能な程度に対象者が特定されていることを要する。  
例:「殺して欲しいです。〇〇市に住む〇〇〇〇です。」

## 追加類型 4 臓器売買

### 判断基準

#### ◆ 臓器売買

次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、臓器売買を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、高危険性等有害情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、対価、対象物、支払方法、取引方法等の情報を考慮するものとする。

- (ア) 「臓器」、「腎臓」等の臓器を意味する表現が記載されていること
- (イ) 「売ります」、「買います」等の売買の誘引等を意味する表現が記載されていること

### 【解説】

- 臓器売買は、臓器の移植に関する法律第 11 条第 1 項等において、臓器売買等を禁止している。
- 該当性判断としては、「臓器」、「腎臓」等の臓器を意味する表現の記載と「売ります」「買います」等の売買を意味する表現があれば、金額や取引方法がなくても判断できる。
- 単なる願望や曖昧な表現は対象外となる。
- ブローカーによる書込みも、「仲介」としてこの類型に該当する。

## 追加類型5 人身売買

### 判断基準

#### ◆ 人身売買

次の(ア)から(ウ)までを満たす場合には、人身売買を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、高危険性等有害情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、対象者の年齢や精神状態、対価、内容、引渡方法等により支配状況の有無を考慮するものとする。

(ア) 「女」、「男」等の人を意味する表現が記載されていること

(イ) 「家出少女」、「トラブルの引取で」、「借金のカタで」等の事実上の支配下に置かれていることがうかがえる表現が記載されていること

(ウ) 「売ります」、「買います」等の売買の誘引等を意味する表現が記載されていること

#### 【解説】

- 人身売買は、刑法第 226 条の2第1項(人の買受)、同法第 226 条の2第2項(未成年者の買受)、同法第 226 条の2第4項(人の売渡)、同法第 226 条の2第5項(所在国外移送目的人身売買)等に明記されており、法定刑が定められている。
- 該当性判断としては、事実上の支配下に置かれた人身の引渡しといえるかが重要である。
- 物理的に監禁していることまでは要しないが、「風俗 OK」、「300 万で」等の表現があっても、全体の内容から支配下にあるとまでは判断できない場合は対象外となる。
- 対象者の年齢や精神状態等により、心理的支配の影響程度が異なることを考慮する。

## 追加類型 6 硫化水素ガスの製造

### 判断基準

#### ◆ 硫化水素ガスの製造

硫化水素ガスの製造行為自体は現行法で禁止されてはいないが、硫化水素ガスを製造した場合、自己以外の第三者が当該ガスを吸引し、身体を健康を害し、最悪の場合命を失う結果を多数招来していることから、硫化水素ガスの製造方法を教示し、その製造を誘引する情報は、傷害という違法行為を引き起こす危険性が極めて高い。

したがって、次の(ア)及び(イ)を満たす場合には、硫化水素ガスの製造を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、高危険性等有害情報と判断することができる。

ただし、化学式等の記述のみであるなど学術目的であると判断されるもの、工業的製法など一般には実現困難と判断されるものは該当しない。

なお、当該判断の際には、製造や自殺へ誘う文言、使用例、サイト名、写真等の情報を考慮するものとする。

(ア) 硫化水素ガスの製造方法を意味する表現が記載されていること

(イ) 「(確実に死ねますから、)是非実行しましょう」、「このようにして作って使えば簡単に死ねます」等の製造の誘引等を意味する表現が記載されていること

### 【解説】

- 該当性判断としては、製造や自殺へ誘う文言、使用例、サイト名、写真等を考慮要素とし、「(確実に死ねますから、)是非実行しましょう」、「このようにして作って使えば簡単に死ねます」、「すぐに\*\*\*ppm 以上の致死濃度に達します」等の製造の誘引等を意味する表現が記載されていることを要する。
- 学術目的と判断されるもの、工業的製法など一般には実現困難と思われるもの、単なる製造方法の説明はいずれも対象外となる。

## 追加類型7 ストーカー行為等

### 判断基準

#### ◆ ストーカー行為等

次の(ア)から(ウ)までを満たす場合には、ストーカー行為等の規制等に関する法律のつきまとい等若しくは位置情報無承諾取得等によって不安を覚えさせる行為又はストーカー行為を直接的かつ明示的に請負等するものとして、高危険性等有害情報と判断することができる。ただし、他人に依頼する方法によって、ストーカー行為等を誘引等する場合は、名前、住所、電話番号等により対象が特定されていることを要する。

なお、判断の際には、内容、連絡方法、対価、支払方法等の情報を考慮するものとする。

- (ア) 「男女間等のトラブル」、「浮気」、「離婚」等の恋愛感情等のもつれを意味する表現が記載されていること
- (イ) 「電話を何度もかける」、「メールを何通も送りつける」、「監視する」、「卑猥な写真を送る」等のつきまとい等又は「GPSを取り付ける」等の位置情報無承諾取得等によって不安を覚えさせる行為を意味する表現が記載されていること
- (ウ) 「引き受ける」、「依頼する」、「一緒にしませんか」、「～してあげて」等の請負等を意味する表現が記載されていること

### 【解説】

- ストーカー行為等については、ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項各号においてつきまとい等に関する定義が、同法第3項各号において位置情報無承諾取得等に関する定義がそれぞれ定められている。
- 該当性判断としては、内容、連絡方法、対価、支払方法等の情報を考慮要素とし、恋愛感情等のもつれ(男女間に限らない。)を意味する表現はもとより、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等により不安を覚えさせる行為を意味する表現の掲載の有無によって有害情報の該当性を判断する。
- 単に「ストーカーをして欲しい」等と自己の願望を満たすために他人に依頼をするような場合は、名前、住所、電話番号等により対象が特定されていることを要する。